



◆減税・確定申告◆ 作成会

2021.1.13 No.47-4

編集・発行：名大職組中央執行委員会

連絡先 TEL:789-4913 FAX:781-4072 (外線)

事務所：工学部二号館北館 332

Home Page：http://nuufs.org

e-Mail：nuufs@nuufs.org



「減税・確定申告のとりくみ」 払いすぎた税金を取り戻しましょう！

ひとり親控除が創設されました。婚姻歴や性別にかかわらず、要件を満たせば、**35万円**を控除できます。

私たちは税金（所得税）を天引きされているために、納めなくてもよい税金を納めている場合がしばしばあります。たとえば盗難・災害で家財に損失を受けた人、寄付金をした人、家族の医療費の合計が年間10万円を超える人または総所得金額の5%以上になった人、ローンを組んで住宅を購入された人、年金から税金が引かれている人など。確定申告で還付請求をすれば税金が戻ってくる可能性があります。

特に、医療費控除や雑損控除、寄付金控除は年末調整では控除されません。

また、還付申告は5年間まで遡って申告できます。（2016年分まで）

詳しくは、裏面『税金で損をしないためのチェックシート』をご覧ください。



※ 給与所得控除・給与所得控除・公的年金等控除が一律 10 万円引き下げられました。控除上限額なども変わりました。（2020 年から）

※ **基礎控除が 38 万円から 48 万円に変更されました。また、合計所得金額が 2,400 万円を超える方は、その合計所得金額に応じて控除額が変わるようになりました。（2020 年から）**

※ 配偶者控除の金額が、配偶者の合計所得金額のほか、申告する方の合計所得金額に応じて適用されることとなりました（2019 年から）。なお、申告する方の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。配偶者特別控除の金額が改正され、また、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下へと拡充されました。（改正前：38 万円超 76 万円未満）

※ **医療費控除の医療費は、生計を共にしている家族の分まで認められ（同居・別居問わない、所得のあるなし問わない）、病院でかかる費用だけでなく、薬局での市販のお薬代や通院にかかる交通費も控除の対象となります。（領収書・レシートを1年分保管しましょう。）**

※ 年金収入がある方は要注意！

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額（給与所得など）の合計が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません（2011年分から適用）。

しかし、（注1）確定申告をする必要がない場合であっても、確定申告をする事によって、税金が還付される場合は、確定申告書を提出しなければ還付額を受けとることができません。（税金の払いすぎ・寄付金控除・医療費控除・生命保険、介護保険控除があるなど）

さらに（注2）所得税の確定申告の必要がない方でも、医療費控除・寄付金控除等がある場合は、住民税の確定申告を行うと、住民税が還付される場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

『税金（確定申告）作成会』

日時：2月16日（火）午後6時～午後8時

会場：名大職組書記局（工学部2号館北館3階332）内線4913

内容：確定申告書の書き方

* 源泉徴収票等必要書類や、事前にご準備いただくものがありますので、『作成会』に参加される予定の方はあらかじめ下記までご連絡ください。

* 事業所得や個人での株の売買等、対応が難しい内容もございます。

* 連絡先 名大職組書記局 TEL789-4913（内線4913） E-mail：nuufs@nuufs.org

税金で損をしないためのチェックシート

— (2017年から)セルフメディケーション税制 —

12,000円以上の対象医薬品を購入した場合でその年中に健康診断等を受けている人は、「セルフメディケーション税制」を受けることができます。生計を一にする家族分合計できます。* 医療費控除かセルフメディケーション税制かどちらか一方のみの適用です。

医療費控除

あなたやあなたの家族がこの1年間に支払った医療費は？(生計を一にしている家族の医療費を合計できます。)

- ① 病院、歯科医や出産で 円
- ② 通院などの交通費 円
- ③ 付き添いなどの支払い 円
- ④ 薬局などで買った薬代 円
- ⑤ 治療用の器具代金 円
- ⑥ 在宅や施設の介護費用 円
- ⑦ 鍼、マッサージ、その他 円

A: 合計 円

共済組合や社会保険からの補填金は？

- ① 出産給付(分娩費)、高額療養費 円
- ② 家族療養付加金 円
- ③ 医療保険、入院保険保険金等 円

B: 合計 円

AからBを引くと
10万円以上になった。
または総所得金額の
5%以上になった。

生計が一つで
支払いは一人
に集中している

年末調整では
控除していない

社会保険料控除

生計が一つ(同居・別居は問わない)の親族(扶養控除対象になるかどうかは不問)のための国民健康保険料・介護保険料や後期高齢者医療保険の支払い分

特別減税等

- ① 年途中で失職した人などで年末調整されなかった人
- ② 年途中で退職し、退職金の源泉徴収税額がある人
- ③ 配偶者・扶養親族のパート収入・報酬などで源泉徴収税額(少額でも)がある人

還付を受けられる
場合が多いので点
検する必要がある

**あなたは
確定申告すれば
税金の還付が
受けられます
作成日は
2月16日(火)**

住宅借入金等特別控除

住宅を取得(そのための土地、または新築、増・改築、マンションのリフォームを含む)した人で民間借入金や公的住宅借入金等の残高がある人(償還期間10年以上)

該当するものがある

雑損控除

- ① 家屋・家財の火災
-- 消防署の証明
- ② 財産が盗難にあった
-- 警察署の証明
- ③ 風水害・公害などによる被害
- ④ 上記による原状回復のための改修費用等

他にも以下のような還付請求のケースがあります。

・ 寄付金控除、政党等寄付金控除 ・ 配偶者特別控除 ・ 扶養控除 ・ 年末調整していない
詳しくはお問い合わせください 組合内線:(東山)4913 E-mail : nuufs@nuufs.org